**護岸ライトアップ施設のリニューアル計画調査検討業務委託　仕様書**

**１　業務の概要**

（１）業務名

護岸ライトアップ施設のリニューアル計画調査検討業務委託

（２）業務の趣旨・目的

大阪府では、大阪市や経済界と連携して、水と光のシンボルエリアである中之島エリアにおいて、護岸や橋梁のライトアップにより、美しい光景観の創出に取り組んでいます。

護岸のライトアップ施設は、整備開始から１５年以上が経過し、一部区間では耐用年数を超えています。また、行政・民間・有識者で構成する「光のまちづくり推進委員会」によって策定された、「大阪光のまちづくり2030構想」では、中之島の夜間景観の質の向上に取り組むこととしており、今後、水都大阪に定着した中之島の夜間景観をさらに充実させ、世界に誇る「水と光のシンボル空間」を創出し、大阪のさらなる成長につなげていくため、護岸ライトアップ施設のリニューアルの検討を行うこととしています。

そのため、本業務では、リニューアル計画の検討に向けて、護岸ライトアップ施設等の現状調査や、統一感のある光景観のコンセプト、色彩や照度、演出内容、整備範囲や整備手法など、多角的な調査や検討を実施するものです。

（３）契約期間

契約締結日から令和８年３月１3日（金曜日）まで

（４）委託上限金額

32,989,０００円（消費税及び地方消費税を含む）

【護岸ライトアップ施設現況図】



【調査検討範囲】

・大川の川崎橋から安治川の中之島ゲートまで（堂島川及び土佐堀川を含む）

・寝屋川の第二寝屋川合流部から大川合流部まで

・第二寝屋川の弁天橋から寝屋川合流部まで

【参考】

・水と光のまちづくり推進に関する基本方針（案）（２０２１年３月１日　水と光のまちづくり推進会議）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/11218/r030114-gian02.pdf>

・大阪光のまちづくり２０３０構想（２０２２年３月　光のまちづくり推進委員会事務局）

<https://osaka-hikari.com/download/data/vision-for-2030.pdf>

**２　委託業務内容及び提案を求める事項**

Ⅰ. ライトアップ施設等における現状・課題等の整理・分析

既存資料に基づく整理や現地調査を実施し、護岸及び周辺施設のライトアップや光景観の状況等を把握し、夜間景観の特徴や課題、護岸ライトアップ施設を設計する上での課題を区間毎（原則として、橋梁間毎で、右岸・左岸別に区間を設定）に整理する。なお、ここでいう「周辺施設」とは、護岸のライトアップ施設を除いた、中之島の夜間景観を形成している橋梁や公園の樹木、高速道路の橋脚や高層ビル等といった主要な施設等のことを表す。

状況把握及び整理項目は以下とする。

ア 護岸ライトアップ施設の状況把握

・施設の整備状況（整備延長、整備年度、施工業者名、機器のメーカー名、機器名等）

・プログラムの内容（調光可能な色彩や演出、時間設定等）

・不具合の状況（一部不点灯、色彩不良、演出異常等）や、想定される原因と応急処置の方法等

・履行期間中に、調査区間において不点灯や色彩不良等の不具合が生じたときは、施設管理者（河川・公園等）と調整を行い、原因を調査し、その結果、簡易なプログラム変更等で解消できるような軽微な不具合の場合は対応すること。

・その他（調査検討にあたって必要となるもの）

イ 周辺施設のライトアップや光景観の状況把握

・ライトアップを実施若しくは夜間景観を形成している主要な施設と実施概要（施設名、演出内容（色彩、陰影のバランス等）、ライトアップ等の期間や時間等）

・上記以外に、社会実験やイベントなどの一時的なライトアップの取組状況の概要

・その他（調査検討にあたって必要となるもの）

ウ 夜間景観の特徴・課題の整理

・ア及びイの状況を踏まえ、その特徴や課題の整理

【留意点】

* 現地調査は、護岸ライトアップ及び周辺施設の状況把握の項目について、あらかじめ大阪府と協議の上、確定し実施すること。
* 護岸ライトアップ施設の整備状況やプログラムの設定状況を整理するために必要な資料は、大阪府が貸与する。
* 現地調査の実施にあたっては、あらかじめ施設管理者（河川・公園等）と調整を行い、必要な許可を得ること。必要に応じて、近隣の店舗や土地の所有者等と調整し理解を得ること。
* 検討の進捗に応じて必要となった調査項目は、上記に関わらず適宜、追加すること。
* 光のまちづくり推進委員会への説明資料を大阪府と協議の上、作成すること。（業務内容Ⅱにおいても同様に、同委員会への説明資料を大阪府と協議の上、作成すること。）

【提案を求める事項】

・護岸ライトアップのリニューアルにより、世界に誇る「水と光のシンボル空間」を創出するため、調査分析の進め方や調査の範囲、手法、内容について、ノウハウや知見を活かして、具体的な内容を提案してください。

Ⅱ.リニューアルコンセプト及び事業計画検討業務

Ⅰの結果を踏まえ、中之島の夜間景観のさらなる充実に向けて、護岸ライトアップのリニューアルコンセプトや演出内容を検討するとともに、整備範囲や整備・維持管理手法、事業費等の事業計画案を提案すること。

（１）リニューアルコンセプト及び基本的な演出内容の検討

「『大阪光のまちづくり２０３０構想』（２０２２年３月　光のまちづくり推進委員会事務局）」のP１３からP２５を踏まえ、中之島全体の光景観のあり方として相応しい、護岸ライトアップのリニューアルに関する全体コンセプトを作成し、それを実現できる演出内容を提案すること。

この際、大阪府・大阪市が実施する水と光の景観創出事業「OSAKAリバーファンタジー」等の事業も考慮すること。

OSAKAリバーファンタジー公式サイト　<https://osaka-river-fantasy.jp/>

【留意点】

* 全体コンセプトのもと、各エリアを特徴別にゾーニングし、Ⅰの現状把握及びエリアごとの夜間景観の現状や課題を踏まえた上で検討すること。
* 周辺施設のライトアップを踏まえること。
* 検討に際しては、イメージ図と演出オペレーションに関する考え方も提案すること。
* 季節や特定期間における公共的な啓発事業（ピンクリボン、パープルリボン等）、地域の主要なイベント（天の川伝説、天神祭り等）等も踏まえること。

（２）整備範囲の設定

（１）の結果を踏まえて、最も効果的かつ効率的にライトアップを実施する区間を提案すること。

【留意点】

* 既存の護岸ライトアップ施設についても、効果等を踏まえて精査すること。
* 周辺施設のライトアップ区間について、新たに護岸のライトアップを実施する場合には、その効果など光景観への影響を考慮すること。

（３）整備・維持管理手法の検討

整備・維持管理手法を３案程度比較し、イニシャル・ランニングコストや、維持管理の容易さ（設備不具合への対応の迅速さ等）、また柔軟な演出プログラムの変更等を考慮し、最適な手法を提案すること。ライトアップの他事例等も参考に整備・維持管理手法を選定すること。

　　　　【整備・維持管理手法の例】

* 従来方式　：　府がライトアップを整備し、維持管理を行う
* リース方式　：　リース品として府と契約した業者が設置し、維持管理する
* その他　：　民間事業者による運営など

【留意点】

・イニシャル・ランニングコストでは、製品や施設、設備等の企画・設計、整備、維持管理から廃棄に至るまでの全期間に発生する総コストを考慮してください。

* ライフサイクル期間については、機器の耐用年数等を考慮し、妥当な期間を設定すること。
* 調光システムの共通化やプログラムの統一化を図ること。

（４）全体事業費（概算額）の算定

（１）～（３）で検討した条件で概算事業費を算出すること。

【留意点】

* ライトアップ施設の製作等にかかる費用は、原則として複数のメーカーから徴収した見積もりを参考に算定すること。
* 費用の算定条件等は、あらかじめ大阪府と協議し、了解を得た上で実施すること。

（５）整備スケジュールと各年度の概算事業費の設定

護岸ライトアップのリニューアルにかかる全体スケジュールを検討し、各年度の概算事業費を算定

すること。

【留意点】

* 区間ごとの整備順序（優先順位）は、既存施設の経過年数や不具合の状況等も踏まえて検討すること。
* 年度毎の予算の平準化も意識し、無理のないスケジュールを検討すること。
* 全体の完成時期については、統合型リゾート（大阪ＩＲ）やなにわ筋線の開業など周辺のまちづくり計画も踏まえて目標を設定すること。

【提案を求める事項】

・「『大阪光のまちづくり２０３０構想』（２０２２年３月　光のまちづくり推進委員会事務局）」のP１３からP２５を踏まえ、中之島地域における夜間景観として相応しい全体コンセプトを提案してください。

・全体コンセプトを実現するため、基本的な演出内容を提案してください。提案にあたっては、イメージ図と演出オペレーションに関する考え方を示してください。

・現時点で想定している事業計画案（整備範囲や整備・維持管理手法、それらを踏まえた全体事業費（概算額））を提案してください。

* 検討にあたっては、イニシャル・ランニングコストの低減や、長期間にわたって設備を良好な状態に維持する観点から、整備・管理の手法、新たな技術やシステムについて、海外・他府県（他都市）や民間の導入事例を調査し、それを踏まえて提案してください。

Ⅲ.　業務実施スケジュール及び実施体制等

上記Ⅰ及びⅡについて、事業委託期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう計画を立てて進行管理を行うこと。詳細については、着手前に大阪府と協議すること。

【留意点】

* 業務実施スケジュールは、実現可能なものを提案すること。
* 本業務を円滑かつ適切に実施するために必要なスキルと経験を有する人員を配置すること。

【提案を求める事項】

* 本業務を円滑に遂行できる全体スケジュールを提案してください。
* 計画的かつ効率的に遂行できる体制について提案してください。なお、本業務全体を統括する責任者について、既に決定している場合は明記（所属、役職、業務実績等）すること。未定の場合についても、想定している人材の専門分野等に関して提案すること。
* 提案事業者の強み（類似の運営実績・調査実績、コンサルティング経験、企業ネットワーク、専門性、独自性など）があれば記載すること。

**３　委託業務実施上の留意点**

* 受託者は、契約締結後、事業の実施及び業務の具体的な内容について、大阪府と協議の上で決定すること。
* 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
* 受託者は、事業開始時までに業務実施計画書を大阪府に提出すること。
* 事業実施状況については、大阪府に随時報告すること。

**４　成果物の提出**

受託者が大阪府へ提出する成果物は以下のとおりとする。

（１）中間報告（１回目）

令和８年度当初予算編成時の参考とするため、受託者は、令和７年９月３０日（火曜日）を目途に、それまでに実施した調査内容を踏まえ、公募時に大阪府に提案した内容のうち、護岸ライトアップの整備範囲や整備・維持管理手法など全体事業費に大きく影響を与える項目について精査し、全体及び各年度の概算事業費を取りまとめ、大阪府に提出すること。詳細は、別途受託者に指示する。

なお、成果物は、印刷物の外、電子データでも提出すること。

（２）中間報告（２回目）

受託者は、令和７年１２月１５日（月曜日）を目途に、Ⅰの調査結果を報告書として取りまとめ、大阪府に提出すること。詳細は、別途受託者に指示する。

なお、成果物は、印刷物の外、電子データでも提出すること。

（３）最終報告

受託者は、事業終了後、事業完了報告書及び成果物を提出するとともに、本事業で実施した調査・分析等（印刷物・データ等）一式を、契約期間内までに大阪府に提出すること。（詳細は、別途受託者に指示する。）なお、成果物は、印刷物の外、PDFファイル形式の電子データでも提出すること。なお、当該電子データは、今後大阪府において、ホームページ等で自由に利用することができるものとする。

**５　著作権等の取り扱い**

* 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は大阪府が保有する。
* 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
* 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

**６　再委託について**

採択された委託事業の一部（調査等）について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、大阪府の承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

ア　業務の主要な部分を再委託すること。

イ　契約金額の相当部分を再委託すること。

ウ　公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。

エ　随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

**７　その他**

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。